平成２８年（フ）第１４７４号
大阪市大正区三軒家東６丁目７番21号　キャナルコート大正401号、事業所所在地大阪府富田林市喜志新家町２－８－25
債務者　バイキングレストラン咲華こと　瀧畑　喜昭
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３５号
札幌市厚別区厚別南１丁目８番11―703号
債務者　大谷　康彦
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井田芳治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３３号
さいたま市北区別所町12番地７　アイリス別所301号
債務者　鈴木　　崇
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出井　宏幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５４８号
兵庫県尼崎市昭和通２丁目10番10―403号、前住所兵庫県尼崎市七松町１丁目３番２―2003号
債務者　髙山　浩一
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８６号
札幌市西区西野６条６丁目３番１号
債務者　宇賀神　智
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　正佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９２号
静岡市清水区草薙一里山６番20号　オラシオン御門台203号
債務者　杉山　　廣
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若狭　秀和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４４号
札幌市東区北26条東４丁目３番22号　スターハイツＡ棟202号
債務者　荒谷　尚子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　悟志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６２８号
札幌市西区西町南15丁目２番11号メゾン山崎201号
債務者　生駒　信一
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　三夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４号
茨城県水戸市本町２丁目13番39―001号　ＦＫＹドリームハイツ
債務者　石井　　学
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田部　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６４５号
北海道江別市野幌若葉町69番地の24　パレス若葉台202
債務者　佐々木紀夫
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古瀬　康紘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９９号
愛知県豊田市西中山町蔵屋敷53番地２　コスモ21藤岡212号、前住所愛知県豊田市西中山町又吉洞３番地39
債務者　中村　美香
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴田　智博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
宮崎市東大宮２丁目12番５号
債務者　尾方　信也
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月22日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４８号
愛知県丹羽郡大口町余野３丁目240番地ヴィラ吉田203号
債務者　山口　典子（旧姓岩瀬）
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　千晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４６号
北海道伊達市西浜町93番地13
債務者　山崎しのぶ（旧姓山守）
1　決定年月日時　平成28年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
盛岡市緑が丘２丁目12番22号　グリーンヒルズＡ101号、旧住所岩手県滝沢市穴口461番地２　コーポキャッスル11号
債務者　新沼　春奈（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第６８号
盛岡市みたけ４丁目38番26号
債務者　川村　広子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部